

## 令和2年度第2回契約監視委員会議事概要

- 1.日 時 令和2年7月13日(月) 13:30~15:30
- 2.場 所 産総研東京本部会議室(経済産業省別館10階)
- 3.出席者 川崎委員長、秋山委員、山口委員、菊地委員、中沢委員
- 4.議題

- (1) 随意契約の妥当性についての点検
  - ①競争性のない随意契約
- (2) 一般競争入札等の競争性の確保に関する点検
  - ①特例随意契約
  - ②一者応札・応募となった案件【物品等購入】
  - ③一者応札・応募となった案件【物品等購入以外】
  - ④企画競争案件
  - ⑤公募随意契約

### 5.議事概要

冒頭、事務局から追加資料「産総研契約監視委員会委員名簿」により、新体制となった委員のご紹介を行った。

また、点検に入る前に前回の宿題となっていた「産総研が主催するイベント等会場の借用に係る調達手続きについて(案)」について、追加資料により説明を行い、会計規程第30条第3項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」を適用し、競争性のない随意契約とすることで了承を得られた。

#### (1) 随意契約の妥当性についての点検

##### ①競争性のない随意契約

- ・資料1「点検案件の整理表」に基づく点検案件の抽出方法についての了承を得た後、資料2「競争性のない随意契約一覧」に基づき、抽出14案件に対する点検を行った。今回は事前質問を頂いたことにより、選定理由の記述が不十分だった案件については、追加資料(一覧)により説明を行い、了承が得られた。

なお、委員からの主な意見(要旨)は以下のとおり。

- 随契の理由8「知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合」について、本事由は知的財産の権利者が他者に権利を実施許諾していないため、当該権利者と取引せざるを得ない場合であり、産総研が権利者である場合を想定していない。このような事例が過去に無かったか、確認していただきたい。[次回委員会までに回答]

○随契の理由 18「受託研究の相手先より、あらかじめ供給者として指定されている供給事業者と契約するとき」について、今回は「外注契約先として指定することを国から認められた」とあり、「指定された」とは書かれていない。「指定」の意味、定義について整理し、検討していただきたい。[次回委員会までに回答]

(2) 一般競争入札等の競争性の確保に関する点検

①特例随意契約

・資料3「公開見積競争の結果一者応募となった特例随意契約一覧」に基づき、抽出9案件に対する点検を行った。

なお、委員からはいくつかの質問があったものの、特段の意見はなかった。

②一者応札・応募となった案件【物品等購入】

・資料4「一般競争入札案件（一者応札・応募となった案件）一覧」に基づき、抽出10案件に対する点検を行った。

なお、委員からはいくつかの質問があったものの、特段の意見はなかった。

③一者応札・応募となった案件【物品等購入以外】

・資料5「一般競争入札案件（一者応札・応募となった案件）一覧」に基づき、抽出5案件に対する点検を行った。

なお、委員からはいくつかの質問があったものの、特段の意見はなかった。

④企画競争案件

・資料6「企画競争案件」に基づき、抽出2案件に対する点検を行った。

なお、委員からの質問や特段の意見はなかった。

⑤公募随意契約

・資料7「公募随意契約」に基づき、抽出5案件に対する点検を行った。

なお、委員からの質問や特段の意見はなかった。

(3) 今年度の特例随意契約の実施について

○事務局より、特例随意契約の次年度の実施については、契約監視委員会の承認を得ることが必要となり、すでに始まっている今年度については、今回の点検を持って、実施の承認を頂きたい旨の説明を行い、委員会より了承された。

以上